

関係地権者、建物所有者、お住いの皆様へ

埼玉県のみちづくり行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本事業につきましてはこれまでも、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策を実施しつつ、関係する権利者の皆様にご協力をいただき、実施してまいりました。

この度、1月7日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発せられ、1月8日から緊急事態措置を実施することとなりました。

当事務所といたしましても、緊急事態措置実施期間中の新たな接触等を極力減らすなど、より一層の対策を講じつつ、事業を実施してまいりたいと考えております。今後とも皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

なお、本件にかかわらず、本事業に対するご意見、お問い合わせ等ございましたら、お手数ですが当事務所まで問合せ願います。

今後とも、春日部駅付近連続立体交差事業へのご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

令和3年1月12日

埼玉県鉄道高架建設事務所長

○連絡先

埼玉県鉄道高架建設事務所 総務・用地担当

春日部市中央6丁目7番地2

春日部市役所第2別館2階

電話 048-812-4670

電子メール n1246701@pref.saitama.lg.jp